

## 市長提出予定案件

議案第1号	高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
議案第2号	高石市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例制定について
議案第3号	高石市水道事業条例を廃止する等の条例制定について
議案第4号	専決処分の報告について（令和6年度高石市一般会計補正予算）
議案第5号	令和6年度高石市一般会計補正予算
議案第6号	令和6年度高石市介護保険特別会計補正予算
議案第7号	指定管理者の指定について（高石市立総合体育館等）
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
報告第1号	寄附金收受の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告

## 議案第1号

高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について

高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 情報通信技術を活用した行政を推進するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるにあたり、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。



## 高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、市長その他の執行機関及び議会の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する大阪府の条例及び大阪府の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市長その他の執行機関若しくは議会又はこれらに置かれる機関
  - イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
  - ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法

により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定める

ものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度1回公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(高石市行政手続条例の一部改正)

- 2 高石市行政手続条例（平成11高石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。



## 高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例新旧対照表

附則第 2 項改正	
高石市行政手続条例	
新	旧
<p>(理由の提示)</p> <p>第 8 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他の申請の内容</u>から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>	<p>(理由の提示)</p> <p>第 8 条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 略</p>	



議案第2号

高石市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例制定について

高石市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例を裏面のとおり制定する。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 高石市水道事業が大阪広域水道企業団と統合することに伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号及び第244条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 高石市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

高石市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高石市条例第36号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の高石市水道事業の設置等に関する条例第10条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第3号

高石市水道事業条例を廃止する等の条例制定について

高石市水道事業条例を廃止する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 高石市水道事業が大阪広域水道企業団と統合することに伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。



## 高石市水道事業条例を廃止する等の条例

(高石市水道事業条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 高石市水道事業条例（昭和33年高石町条例第8号）
- (2) 重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年高石町条例第20号）
- (3) 高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高石市条例第37号）
- (4) 高石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年高石市条例第27号）

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第18項及び第19項を次のように改める。

18及び19 削除

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和59年高石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）」を削る。

(高石市行政手続条例の一部改正)

第4条 高石市行政手続条例（平成11年高石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を削る。

(高石市情報公開条例の一部改正)

第5条 高石市情報公開条例（平成12年高石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(高石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 高石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年高石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）」を削る。

第5条中「（企業職員である職員を除く。第7条において同じ。）」を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(高石市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第7条 高石市職員の厚生制度に関する条例（平成17年高石市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(高石市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第8条 高石市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高石市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

(高石市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第9条 高石市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年高石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による廃止前の高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員である者の給与の支給については、この条例の施行後も、なお従前の例による。



## 高石市水道事業条例を廃止する等の条例新旧対照表

第2条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
附 則 1～17 略 <u>18及び19 削除</u>  20～37 略	附 則 1～17 略 <u>18 削除</u> <u>19 第12条の2の規定は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条に規定する職員について準用する。</u> 20～37 略
第3条改正	
職員の退職手当に関する条例	
新	旧
(目的) 第1条 この条例は、職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、職員 <u>（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）</u> の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。
第4条改正	
高石市行政手続条例	
新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府条例及び大阪府規則をいう。 (2)～(7) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府条例及び大阪府規則をいう。 (2)～(7) 略

## 第5条改正

### 高石市情報公開条例

新	旧
(定義) 第2条 略 2 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。	(定義) 第2条 略 2 この条例において、「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。

## 第6条改正

### 高石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

新	旧
(派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。  (職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に対する一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年高石町条例第14号)第28条第1項の規定の適用については、当該職員が派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を、公務とみなす。  第8条・第9条	(派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。  (職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員を除く。第7条において同じ。)に対する一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年高石町条例第14号)第28条第1項の規定の適用については、当該職員が派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を、公務とみなす。 <u>(企業職員である派遣職員の給与)</u> 第8条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与を支給することができる。 第9条・第10条

## 第7条改正

### 高石市職員の厚生制度に関する条例

新	旧
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>高石市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高石市条例第36号）第4条に定める職員</u></p> <p>(4) 略</p>
<h2 style="text-align: center;">第8条改正</h2>	
<h3 style="text-align: center;">高石市個人情報の保護に関する法律施行条例</h3>	
新	旧
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会並びに財産区をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長<u>（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会並びに財産区をいう。</p>
<h2 style="text-align: center;">第9条改正</h2>	
<h3 style="text-align: center;">高石市議会の個人情報の保護に関する条例</h3>	
新	旧
<p>(利用及び提供の制限) 第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長<u>（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は</p>

<p>合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～5 略</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に第1条の規定による廃止前の高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員である者の給与の支給については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p>	

## 議案第4号

専決処分の報告について（令和6年度高石市一般会計補正予算）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙の執行にあたり、令和6年度高石市一般会計予算の補正をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月2日  
高石市長 畑 中 政 昭





# 令和6年度高石市一般会計補正予算

## 令和6年度高石市一般会計補正予算

令和6年度の高石市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,358,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 府支出金		3,042,908	26,322	3,069,230
	3. 委託金	848,072	26,322	874,394
歳入	合計	28,332,227	26,322	28,358,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,064,606	26,322	2,090,928
	4. 選挙費	8,978	26,322	35,300
歳 出	合 計	28,332,227	26,322	28,358,549

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 府支出金	3,042,908	26,322	3,069,230
歳入合計	28,332,227	26,322	28,358,549

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,064,606	26,322	2,090,928	0	26,322	0	0	0
歳 出 合 計	28,332,227	26,322	28,358,549	0	26,322	0	0	0

## 2 歳 入

(款) 15. 府支出金 (項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	90,272	26,322	116,594	5. 選挙費委託金	26,322	衆議院議員選挙費委託金 26,322
計	848,072	26,322	874,394			

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 衆議院議員 選挙費	0	26,322	26,322		26,322				1. 報酬	2,642	衆議院議員選挙費 26,322
											1 報酬 2,642
									3. 職員手当等	5,496	会計年度任用職員報酬 1,663
									7. 報償費	35	開票管理者及び開票立会人報酬 254
									8. 旅費	42	投票管理者及び投票立会人報酬 725
									10. 需用費	753	3 職員手当等 5,496 時間外勤務手当 4,902
									11. 役務費	3,821	管理職員特別勤務手当 594
									12. 委託料	11,300	7 報償費 35 ポスター掲示場謝礼 35
									13. 使用料及び 賃借料	2,233	8 旅費 42 職員出張旅費 5 費用弁償 37
											10 需用費 753 消耗品費 380 印刷製本費 203 修繕料 100 食糧費 70
											11 役務費 3,821 通信運搬費 3,623 手数料 198
											12 委託料 11,300 ポスター掲示場設置等業務委託料 1,994 投・開票所搬入搬出等業務委託料 1,489



## (款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										選挙公報配布業務委託料 1,092 期日前・不在者及び当日投票管理システムサポート 業務委託料 1,281 自動分類機設定及び設置等 業務委託料 226 手話通訳業務委託料 25 選挙システム投票日前日電話サポート業務委託料 73 期日前投票所等事務委託料 3,003 期日前投票等システム改正 国民審査法対応業務委託料 88 入場整理券処理委託料 1,991 投票所案内事務委託料 38 13 使用料及び賃借料 2,233 機器借上料 2,017 施設使用料 216	
計	8,978	26,322	35,300		26,322						

[I] 給 与 費 明 細 書

1.特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当	計			
補 正 後	長 等	3	-	27,720	13,230	3,050	239	44,239	8,693	52,932	
	議 員	15	94,680	-	40,713	-	-	135,393	27,620	163,013	
	そ の 他	609	53,533	-	-	-	-	53,533	1,313	54,846	
	計	627	148,213	27,720	53,943	3,050	239	233,165	37,626	270,791	
補 正 前	長 等	3	-	27,720	13,230	3,050	239	44,239	8,693	52,932	
	議 員	15	94,680	-	40,713	-	-	135,393	27,620	163,013	
	そ の 他	517	52,554	-	-	-	-	52,554	1,313	53,867	
	計	535	147,234	27,720	53,943	3,050	239	232,186	37,626	269,812	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0	
	そ の 他	92	979	-	-	-	-	979	0	979	
	計	92	979	0	0	0	0	979	0	979	

## 2. 一般職

### (1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (338) 295	千円 624,717	千円 1,157,572	千円 1,085,622	千円 2,867,911	千円 594,587	千円 3,462,498	
補正前	(308) 295	623,054	1,157,572	1,080,126	2,860,752	594,587	3,455,339	
比較	(30) 0	1,663	0	5,496	7,159	0	7,159	

( )内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当
		千円	千円
	補正後	1,044	49,777
	補正前	450	44,875
比較	594	4,902	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (5) 295	千円 -	千円 1,157,572	千円 859,269	千円 2,016,841	千円 448,713	千円 2,465,554	
補正前	(5) 295	-	1,157,572	853,773	2,011,345	448,713	2,460,058	
比 較	(0) 0	-	0	5,496	5,496	0	5,496	

( )内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当
		千円	千円
	補正後	1,044	49,777
	補正前	450	44,875
比 較	594	4,902	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (333) -	千円 624,717	千円 -	千円 226,353	千円 851,070	千円 145,874	千円 996,944	
補正前	(303) -	623,054	-	226,353	849,407	145,874	995,281	
比 較	(30) -	1,663	-	0	1,663	0	1,663	

( )内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 5,496	その他の増減分	千円 5,496 その他の増減	5,496 千円



# 議案第5号

令和6年度高石市一般会計補正予算

## 令和6年度高石市一般会計補正予算

令和6年度の高石市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ275,001千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,633,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

高石市長 畑 中 政 昭



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,146,913	72,708	6,219,621
	1. 国庫負担金	4,522,183	70,150	4,592,333
	2. 国庫補助金	1,611,038	2,558	1,613,596
15. 府支出金		3,069,230	135,075	3,204,305
	1. 府負担金	1,671,545	35,075	1,706,620
	3. 委託金	874,394	100,000	974,394
17. 寄附金		66,457	736	67,193
	1. 寄附金	66,457	736	67,193
18. 繰入金		1,325,993	66,482	1,392,475
	2. 基金繰入金	1,294,570	66,482	1,361,052
歳入	合 計	28,358,549	275,001	28,633,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		228,296	△1,251	227,045
	1. 議会費	228,296	△1,251	227,045
2. 総務費		2,090,928	5,569	2,096,497
	1. 総務管理費	1,712,222	1,983	1,714,205
	2. 徴税費	199,063	△760	198,303
	3. 戸籍住民基本台帳費	121,799	2,026	123,825
	4. 選挙費	35,300	180	35,480
	5. 統計調査費	9,373	2,190	11,563
	6. 監査委員費	13,171	△50	13,121
3. 民生費		12,816,042	164,023	12,980,065
	1. 社会福祉費	6,091,959	176,945	6,268,904
	2. 児童福祉費	4,673,201	△11,582	4,661,619
	3. 生活保護費	2,049,678	△1,340	2,048,338
4. 衛生費		2,248,957	△7,184	2,241,773
	1. 保健衛生費	1,479,048	△7,214	1,471,834
	2. 清掃費	769,909	30	769,939
5. 労働費		24,277	△260	24,017
	1. 労働費	24,277	△260	24,017
6. 農林水産業費		18,920	30	18,950
	1. 農業費	15,598	30	15,628
7. 商工費		60,728	70	60,798
	1. 商工費	60,728	70	60,798
8. 土木費		4,212,068	101,322	4,313,390
	1. 土木管理費	200,008	4,368	204,376

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 道路橋りょう費	226,598	△1,510	225,088
	3. 河川費	44,761	△70	44,691
	5. 都市計画費	3,721,312	98,534	3,819,846
9. 消防費		876,566	9,508	886,074
	1. 消防費	876,566	9,508	886,074
10. 教育費		2,575,672	3,174	2,578,846
	1. 教育総務費	470,227	3,814	474,041
	2. 小学校費	666,249	△900	665,349
	4. 幼稚園費	112,680	30	112,710
	5. 社会教育費	825,430	230	825,660
歳	出	合	計	
				28,358,549
				275,001
				28,633,550

## 第 2 表 繰越明許費補正

### 1. 繰越明許費の追加

款	項	事業名	金額
土木費	都市計画費	羽衣駅周辺整備事業	100,000

### 第 3 表 債務負担行為補正

#### 1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
高石市立総合体育館等指定管理者委託事業	令和7年度から令和11年度	千円 273,500

### 歳入歳出補正予算事項別明細書

#### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,146,913	72,708	6,219,621
15. 府支出金	3,069,230	135,075	3,204,305
17. 寄附金	66,457	736	67,193
18. 繰入金	1,325,993	66,482	1,392,475
歳入合計	28,358,549	275,001	28,633,550

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	228,296	△1,251	227,045	0	0	0	0	△1,251
2. 総務費	2,090,928	5,569	2,096,497	1,826	0	0	11,000	△7,257
3. 民生費	12,816,042	164,023	12,980,065	70,882	35,075	0	0	58,066
4. 衛生費	2,248,957	△7,184	2,241,773	0	0	0	736	△7,920
5. 労働費	24,277	△260	24,017	0	0	0	0	△260
6. 農林水産業費	18,920	30	18,950	0	0	0	0	30
7. 商工費	60,728	70	60,798	0	0	0	0	70
8. 土木費	4,212,068	101,322	4,313,390	0	100,000	0	0	1,322
9. 消防費	876,566	9,508	886,074	0	0	0	0	9,508
10. 教育費	2,575,672	3,174	2,578,846	0	0	0	0	3,174
歳 出 合 計	28,358,549	275,001	28,633,550	72,708	135,075	0	11,736	55,482

## 2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	4,521,694	70,150	4,591,844	1. 社会福祉費負担金	70,150	障害者自立支援給付事業負担金 50,150 障害児通所支援給付費負担金 20,000
計	4,522,183	70,150	4,592,333			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	662,229	1,826	664,055	1. 総務管理費補助金	1,826	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,826
2. 民生費国庫補助金	271,007	732	271,739	1. 社会福祉費補助金	732	障害者総合支援事業費補助金 732
計	1,611,038	2,558	1,613,596			

(款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 民生費府負担金	1,671,123	35,075	1,706,198	1. 社会福祉費負担金	35,075	障害者自立支援給付事業負担金 25,075 障害児通所支援給付費負担金 10,000
計	1,671,545	35,075	1,706,620			

(款) 15. 府支出金 (項) 3. 委託金

4. 土木費委託金	757,478	100,000	857,478	1. 地域整備費委託金	100,000	連続立体交差事業委託金 100,000
計	874,394	100,000	974,394			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 指定寄附金	66,457	736	67,193	1. 指定寄附金	736	健康福祉指定寄附金 736
計	66,457	736	67,193			



## (款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	1,062,018	55,482	1,117,500	1. 財政調整基金繰入金	55,482	財政調整基金繰入金 55,482
11. 今在家(上池関係地区)地区整備基金繰入金	0	11,000	11,000	1. 今在家(上池関係地区)地区整備基金繰入金	11,000	今在家(上池関係地区)地区整備基金繰入金 11,000
計	1,294,570	66,482	1,361,052			

### 3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 議会費	228,296	△1,251	227,045					△1,251	2. 給料	△1,000	事務局費 △1,251
									3. 職員手当等	△251	2 給料 △1,000 一般職給 △1,000 3 職員手当等 △251 扶養手当 179 管理職手当 420 住居手当 △250 期末手当 △300 勤勉手当 △300
計	228,296	△1,251	227,045					△1,251			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	741,065	△9,017	732,048					△9,017	2. 給料	△6,000	一般管理費 △9,017
									3. 職員手当等	△3,017	2 給料 △6,000 一般職給 △6,000 3 職員手当等 △3,017 扶養手当 523 地域手当 △650 管理職手当 △300 期末手当 △1,590 勤勉手当 △1,000
9. 財産管理費	399,736	11,000	410,736				11,000		18. 負担金補助及び交付金	11,000	財産管理費 11,000 18 負担金補助及び交付金 11,000 今在家（上池関係地区）地区整備基金交付金 11,000
計	1,712,222	1,983	1,714,205				11,000	△9,017			

## (款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	140,543	△760	139,783					△760	2. 給料	△500	税務総務費 △760
									3. 職員手当等	△260	2 給料 △500 一般職給 △500 3 職員手当等 △260 扶養手当 △80 地域手当 △50 住居手当 △100 通勤手当 80 期末手当 △30 勤勉手当 △80
計	199,063	△760	198,303					△760			

## (款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	121,799	2,026	123,825	1,826				200	2. 給料	200	戸籍費 1,636
									3. 職員手当等	0	3 職員手当等 △190 扶養手当 △70 住居手当 △100
									12. 委託料	1,826	通勤手当 60 期末手当 △30 勤勉手当 △50 12 委託料 1,826 戸籍総合管理システム改修等業務委託料 1,826
											住民基本台帳費 390
											2 給料 200 一般職給 200 3 職員手当等 190 扶養手当 △140

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										地域手当 10 住居手当 △100 期末手当 220 勤勉手当 200	
計	121,799	2,026	123,825	1,826			200				

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

1. 選挙管理委員会費	8,935	180	9,115				180	3. 職員手当等	180	選挙管理委員会費 180 3 職員手当等 180 住居手当 150 通勤手当 30
計	35,300	180	35,480				180			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

1. 統計調査総務費	7,528	2,190	9,718				2,190	2. 給料	1,200	統計調査総務費 2,190 2 給料 1,200 一般職給 1,200 3 職員手当等 490 地域手当 160 管理職手当 150 住居手当 △100 通勤手当 △280 期末手当 280 勤勉手当 280 4 共済費 500 共済組合負担金 500
								3. 職員手当等	490	
								4. 共済費	500	
計	9,373	2,190	11,563				2,190			

## (款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 監査委員費	13,171	△50	13,121					△50	3. 職員手当等	△50	監査委員費 △50 3 職員手当等 △50 住居手当 △50
計	13,171	△50	13,121					△50			

## (款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	3,321,770	43,793	3,365,563					43,793	2. 給料	△1,500	社会福祉総務費 △2,210
									3. 職員手当等	△710	2 給料 △1,500 一般職給 △1,500
									27. 繰出金	46,003	3 職員手当等 △710 地域手当 △150 通勤手当 30 期末手当 △270 勤勉手当 △320
											介護保険費 46,003 27 繰出金 46,003 介護保険特別会計繰出金 46,003
2. 障害者福祉費	2,518,699	141,766	2,660,465	70,882	35,075			35,809	12. 委託料	1,466	障害者福祉総務費 1,466
									19. 扶助費	140,300	12 委託料 1,466 障害者福祉システム改修業務委託料 1,466
											障害者福祉措置費 140,300 19 扶助費 140,300 自立支援給付費 100,300 障害児通所給付費 40,000
3. 老人福祉費	188,618	△1,264	187,354					△1,264	2. 給料	△1,000	老人福祉総務費 △1,264 2 給料 △1,000

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	△264	一般職給 △1,000 3 職員手当等 △264 扶養手当 46 地域手当 △100 通勤手当 50 期末手当 △60 勤勉手当 △200	
4. 国民年金費	16,640	△7,350	9,290				△7,350	2. 給料	△4,600	国民年金費 △7,350	
								3. 職員手当等	△2,750	2 給料 △4,600 一般職給 △4,600 3 職員手当等 △2,750 地域手当 △500 期末手当 △1,250 勤勉手当 △1,000	
計	6,091,959	176,945	6,268,904	70,882	35,075		70,988				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	1,851,356	△15,110	1,836,246				△15,110	2. 給料	△7,700	児童福祉総務費 △15,110
								3. 職員手当等	△4,910	2 給料 △7,700 一般職給 △7,700 3 職員手当等 △4,910
								4. 共済費	△2,500	扶養手当 △410 地域手当 △900 住居手当 △200 期末手当 △1,920 勤勉手当 △1,480 4 共済費 △2,500 共済組合負担金 △2,500

## (款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
2. 保育所費	2,608,408	△14,580	2,593,828					△14,580	2. 給料	△8,100	保育所管理費	△14,580
									3. 職員手当等	△5,480	2 給料	△8,100
									4. 共済費	△1,000	一般職給	△8,100
											3 職員手当等	△5,480
扶養手当	△320											
地域手当	△950											
住居手当	△100											
通勤手当	△300											
期末手当	△2,110											
勤勉手当	△1,700											
4 共済費	△1,000											
共済組合負担金	△1,000											
3. 児童発達支援センター費	213,437	18,108	231,545					18,108	2. 給料	11,000	児童発達支援センター費	18,108
									3. 職員手当等	7,108	2 給料	11,000
											一般職給	11,000
									3 職員手当等	7,108		
扶養手当	588											
地域手当	1,250											
住居手当	200											
通勤手当	350											
期末手当	2,620											
勤勉手当	2,100											
計	4,673,201	△11,582	4,661,619					△11,582				

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	91,778	△1,340	90,438					△1,340	2. 給料	△700	生活保護総務費 △1,340
									3. 職員手当等	△640	2 給料 △700 一般職給 △700 3 職員手当等 △640 扶養手当 △380 地域手当 △100 住居手当 △100 通勤手当 △150 期末手当 10 勤勉手当 80
計	2,049,678	△1,340	2,048,338					△1,340			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	485,445	△1,680	483,765					△1,680	2. 給料	△800	保健衛生総務費 △1,680
									3. 職員手当等	△880	2 給料 △800 一般職給 △800 3 職員手当等 △880 扶養手当 △320 地域手当 △130 管理職手当 △150 住居手当 △100 通勤手当 80 期末手当 △160 勤勉手当 △100
3. 健康推進費	546,726	736	547,462				736		17. 備品購入費	736	ふれあい健康増進センター費 736 17 備品購入費 736 器具費 736



## (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
4. 環境緑化費	83,025	△100	82,925					△100	3. 職員手当等	△100	環境緑化総務費 △100 3 職員手当等 △100 通勤手当 △100
5. 環境対策費	48,335	△6,170	42,165					△6,170	2. 給料	△3,800	環境対策費 △6,170 2 給料 △3,800 一般職給 △3,800 3 職員手当等 △2,370 扶養手当 △70 地域手当 △460 管理職手当 △520 住居手当 △250 通勤手当 100 期末手当 △670 勤勉手当 △500
計	1,479,048	△7,214	1,471,834					736		△7,950	

## (款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	375,373	30	375,403					30	3. 職員手当等	30	清掃総務費 30 3 職員手当等 30 通勤手当 30
計	769,909	30	769,939					30			

## (款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

1. 労働総務費	21,115	△260	20,855					△260	2. 給料	100	労働総務費 △260 2 給料 100 一般職給 100 3 職員手当等 △360
									3. 職員手当等	△360	

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										扶養手当	△170
										住居手当	△100
										通勤手当	△100
										勤勉手当	10
計	24,277	△260	24,017					△260			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	13,767	30	13,797					30	3. 職員手当等	30	農業委員会費	30
											3 職員手当等	30
											通勤手当	30
計	15,598	30	15,628					30				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	38,017	70	38,087					70	3. 職員手当等	70	商工総務費	70
											3 職員手当等	70
											通勤手当	70
計	60,728	70	60,798					70				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	101,790	△70	101,720					△70	3. 職員手当等	△70	土木総務費	△70
											3 職員手当等	△70
											住居手当	△100
											通勤手当	30
2. 建築総務費	98,218	4,438	102,656					4,438	2. 給料	2,900	建築総務費	4,438
											2 給料	2,900
											一般職給	2,900

## (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	1,538	3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	1,538 198 420 50 160 480 230
計	200,008	4,368	204,376				4,368				

## (款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	26,706	△1,510	25,196				△1,510	2. 給料	△700	道路橋りょう総務費	△1,510
								3. 職員手当等	△810	2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当	△700 △700 △810 △190 △100 △500 130 △150
計	226,598	△1,510	225,088				△1,510				

## (款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

2. 河川維持費	44,620	△70	44,550				△70	3. 職員手当等	△70	排水機場維持管理費	△70
										3 職員手当等 住居手当 通勤手当	△70 △100 30
計	44,761	△70	44,691				△70				

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	65,248	△956	64,292					△956	2. 給料	△700	都市計画総務費 △956
									3. 職員手当等	△256	2 給料 △700 一般職給 △700 3 職員手当等 △256 扶養手当 284 地域手当 △30 住居手当 50 期末手当 △250 勤勉手当 △310
6. 市街地整備費	1,203,121	99,490	1,302,611		100,000			△510	2. 給料	△400	市街地整備総務費 △510
									3. 職員手当等	△110	2 給料 △400 一般職給 △400 3 職員手当等 △110
									14. 工事請負費	100,000	扶養手当 △60 地域手当 △80 管理職手当 △360 住居手当 270 通勤手当 220 期末手当 △100
											地域整備費 100,000
										14 工事請負費 100,000 羽衣駅中層階下自転車駐車場整備工事費 100,000	
計	3,721,312	98,534	3,819,846		100,000			△1,466			

## (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
4. 災害対策費	131,157	9,508	140,665					9,508	2. 給料	5,200	災害対策費 9,508
									3. 職員手当等	3,308	2 給料 5,200
									4. 共済費	1,000	一般職給 5,200
											3 職員手当等 3,308
											扶養手当 198
											地域手当 580
											住居手当 70
											通勤手当 130
											期末手当 1,330
											勤勉手当 1,000
											4 共済費 1,000
											共済組合負担金 1,000
計	876,566	9,508	886,074					9,508			

## (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	230,745	3,814	234,559					3,814	2. 給料	2,600	事務局費 3,814
									3. 職員手当等	1,214	2 給料 2,600
											一般職給 2,600
											3 職員手当等 1,214
											扶養手当 264
											地域手当 200
											管理職手当 △150
											期末手当 540
											勤勉手当 360
計	470,227	3,814	474,041					3,814			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	620,674	△900	619,774					△900	2. 給料	△700	学校給食費 △900
									3. 職員手当等	△200	2 給料 △700 一般職給 △700 3 職員手当等 △200 地域手当 △70 住居手当 150 通勤手当 100 期末手当 △230 勤勉手当 △150
計	666,249	△900	665,349					△900			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園管理費	112,347	30	112,377					30	3. 職員手当等	30	幼稚園管理費 30
											3 職員手当等 30 通勤手当 30
計	112,680	30	112,710					30			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	302,619	200	302,819					200	3. 職員手当等	200	社会教育総務費 200
											3 職員手当等 200 扶養手当 △70 期末手当 140 勤勉手当 130
2. 公民館費	52,510	30	52,540					30	3. 職員手当等	30	公民館管理費 30
											3 職員手当等 30 通勤手当 30
計	825,430	230	825,660					230			

[I] 給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (339) 290	千円 624,717	千円 1,142,572	千円 1,076,292	千円 2,843,581	千円 592,587	千円 3,436,168	
補正前	(338) 295	624,717	1,157,572	1,085,622	2,867,911	594,587	3,462,498	
比較	(1) △ 5	0	△ 15,000	△ 9,330	△ 24,330	△ 2,000	△ 26,330	

( )内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		134,545	52,106	17,178	22,852	401,242	330,111
補正前		136,195	53,016	18,488	22,012	404,742	332,911
比較		△ 1,650	△ 910	△ 1,310	840	△ 3,500	△ 2,800

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (6) 290	千円 -	千円 1,142,572	千円 849,939	千円 1,992,511	千円 446,713	千円 2,439,224	
補正前	(5) 295	-	1,157,572	859,269	2,016,841	448,713	2,465,554	
比 較	(1) △ 5	-	△ 15,000	△ 9,330	△ 24,330	△ 2,000	△ 26,330	

( )内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
			千円	千円	千円	千円	千円
補正後		134,545	52,106	17,178	22,852	278,008	226,992
補正前		136,195	53,016	18,488	22,012	281,508	229,792
比 較		△ 1,650	△ 910	△ 1,310	840	△ 3,500	△ 2,800



イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (333) -	千円 624,717	千円 -	千円 226,353	千円 851,070	千円 145,874	千円 996,944	
補正前	(333) -	624,717	-	226,353	851,070	145,874	996,944	
比 較	(0) -	0	-	0	0	0	0	

( )内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	千円 △ 15,000	千円 その他の増減分 △ 15,000	異動等に伴う減	△ 15,000 千円
職員手当	千円 △ 9,330	千円 その他の増減分 △ 9,330	異動等に伴う増	通勤手当 840 千円
			異動等に伴う減	地域手当 △ 1,650 千円 管理職手当 △ 910 千円 住居手当 △ 1,310 千円 期末手当 △ 3,500 千円 勤勉手当 △ 2,800 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和6年10月1日現在	平均給料月額	315,740 円
	平均給与月額	409,616 円
	平均年齢	43.3 歳
令和6年1月1日現在	平均給料月額	319,441 円
	平均給与月額	396,903 円
	平均年齢	43.6 歳

級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標準的な職務内容	職員数	構成比
令和6年10月1日現在	7	参与・部長・理事	11 人	3.8 %
	6	次長・課長・参事	40	13.8
	5	課長代理・主幹	42	14.5
	4	係長・主査	49	16.9
	3	主任	82	28.2
	2	主事	28	9.7
	1	主事	38	13.1
	計		290	100.0
令和6年1月1日現在	7	参与・部長・理事	12 人	4.1 %
	6	次長・課長・参事	36	12.3
	5	課長代理・主幹	44	15.0
	4	係長・主査	46	15.7
	3	主任	89	30.4
	2	主事	34	11.6
	1	主事	32	10.9
	計		293	100.0

[Ⅱ] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国府支出金	地方債	その他		
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
高石市立総合体育館等指定 管理者委託事業	273,500			令和7年度 から 令和11年度	限度額に同じ					273,500



## 議案第 6 号

令和 6 年度高石市介護保険特別会計補正予算

## 令和6年度高石市介護保険特別会計補正予算

令和6年度の高石市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ367,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,805,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

高石市長 畑 中 政 昭

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,266,366	82,300	1,348,666
	1. 国庫負担金	929,348	60,657	990,005
	2. 国庫補助金	337,018	21,643	358,661
4. 支払基金交付金		1,435,947	98,882	1,534,829
	1. 支払基金交付金	1,435,947	98,882	1,534,829
5. 府支出金		749,707	55,710	805,417
	1. 府負担金	702,395	53,684	756,079
	2. 府補助金	47,312	2,026	49,338
6. 繰入金		943,813	130,509	1,074,322
	1. 一般会計繰入金	825,337	46,003	871,340
	2. 基金繰入金	118,476	84,506	202,982
歳	入	合	計	
		5,438,149	367,401	5,805,550

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4,991,726	351,823	5,343,549
	1. 介護サービス等諸費	4,600,345	301,340	4,901,685
	2. 介護予防サービス等諸費	176,163	28,225	204,388
	3. その他諸費	4,522	407	4,929
	4. 高額介護サービス等費	126,523	21,851	148,374
4. 地域支援事業費		280,354	15,578	295,932
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	233,899	14,408	248,307
	3. 包括的支援事業・任意事業費	42,193	1,170	43,363
歳 出	合 計	5,438,149	367,401	5,805,550



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	1,266,366	82,300	1,348,666
4. 支払基金交付金	1,435,947	98,882	1,534,829
5. 府支出金	749,707	55,710	805,417
6. 繰入金	943,813	130,509	1,074,322
歳入合計	5,438,149	367,401	5,805,550

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保険給付費	4,991,726	351,823	5,343,549	78,248	53,684	0	138,969	80,922
4. 地域支援事業費	280,354	15,578	295,932	4,052	2,026	0	5,916	3,584
歳 出 合 計	5,438,149	367,401	5,805,550	82,300	55,710	0	144,885	84,506

## 2 歳 入

### (款) 3. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費負担金	929,348	60,657	990,005	1. 介護給付費負担金	60,657	介護給付費負担金 60,657
計	929,348	60,657	990,005			

### (款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	249,558	17,591	267,149	1. 調整交付金	17,591	調整交付金 17,591
2. 地域支援事業交付金（介護予防事業）	59,540	3,602	63,142	1. 地域支援事業交付金（介護予防事業）	3,602	地域支援事業交付金（総合事業） 3,602
3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	16,244	450	16,694	1. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	450	地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業） 450
計	337,018	21,643	358,661			

### (款) 4. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	1,368,190	94,992	1,463,182	1. 介護給付費交付金	94,992	介護給付費交付金 94,992
2. 地域支援事業支援交付金	67,757	3,890	71,647	1. 地域支援事業支援交付金	3,890	地域支援事業支援交付金 3,890
計	1,435,947	98,882	1,534,829			

### (款) 5. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 介護給付費負担金	702,395	53,684	756,079	1. 介護給付費負担金	53,684	介護給付費負担金 53,684
計	702,395	53,684	756,079			

(款) 5. 府支出金 (項) 2. 府補助金 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地域支援事業交付金(介護予防事業)	29,770	1,801	31,571	1. 地域支援事業交付金(介護予防事業)	1,801	地域支援事業交付金(総合事業) 1,801
2. 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	8,122	225	8,347	1. 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	225	地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業) 225
計	47,312	2,026	49,338			

(款) 6. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

1. 介護給付費繰入金	623,894	43,977	667,871	1. 介護給付費繰入金	43,977	介護給付費繰入金 43,977
2. 地域支援事業繰入金(介護予防事業)	29,770	1,801	31,571	1. 地域支援事業繰入金(介護予防事業)	1,801	地域支援事業繰入金(総合事業) 1,801
3. 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	8,122	225	8,347	1. 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	225	地域支援事業繰入金(総合事業以外の地域支援事業) 225
計	825,337	46,003	871,340			

(款) 6. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 介護保険給付費準備基金繰入金	118,476	84,506	202,982	1. 介護保険給付費準備基金繰入金	84,506	介護保険給付費準備基金繰入金 84,506
計	118,476	84,506	202,982			

### 3 歳 出

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 居宅介護サービス給付費	2,737,178	92,299	2,829,477	22,650	11,961		36,459	21,229	18. 負担金補助及び交付金	92,299	居宅介護サービス給付費
											92,299
											18 負担金補助及び交付金
											92,299
											居宅介護サービス給付費
											92,299
2. 地域密着型介護サービス給付費	486,037	25,494	511,531	6,374	3,187		10,070	5,863	18. 負担金補助及び交付金	25,494	地域密着型介護サービス給付費
											25,494
											18 負担金補助及び交付金
											25,494
											地域密着型介護サービス給付費
											25,494
3. 施設介護サービス給付費	1,053,399	183,547	1,236,946	36,709	32,121		72,501	42,216	18. 負担金補助及び交付金	183,547	施設介護サービス給付費
											183,547
											18 負担金補助及び交付金
											183,547
											施設介護サービス給付費
											183,547
計	4,600,345	301,340	4,901,685	65,733	47,269		119,030	69,308			

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 介護予防サービス等諸費

1. 介護予防サービス給付費	128,195	19,023	147,218	4,650	2,483		7,513	4,377	18. 負担金補助及び交付金	19,023	介護予防サービス給付費
											19,023
											18 負担金補助及び交付金
											19,023
											介護予防サービス給付費
											19,023

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 地域密着型介護予防サービス給付費	2,429	1,159	3,588	290	145		458	266	18. 負担金補助及び交付金	1,159	地域密着型介護予防サービス給付費 1,159
											18 負担金補助及び交付金 1,159
											地域密着型介護予防サービス給付費 1,159
4. 介護予防住宅改修費	8,018	2,715	10,733	679	339		1,072	625	18. 負担金補助及び交付金	2,715	介護予防住宅改修費 2,715
											18 負担金補助及び交付金 2,715
											介護予防住宅改修費 2,715
5. 介護予防サービス計画給付費	34,934	5,328	40,262	1,332	666		2,104	1,226	18. 負担金補助及び交付金	5,328	介護予防サービス計画給付費 5,328
											18 負担金補助及び交付金 5,328
											介護予防サービス計画給付費 5,328
計	176,163	28,225	204,388	6,951	3,633		11,147	6,494			

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. その他諸費

1. 審査支払手数料	4,522	407	4,929	101	51		161	94	11. 役務費	407	審査支払手数料 407
											11 役務費 407
											手数料 407
計	4,522	407	4,929	101	51		161	94			

## (款) 2. 保険給付費 (項) 4. 高額介護サービス等費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 高額介護サービス費	126,451	21,851	148,302	5,463	2,731		8,631	5,026	18. 負担金補助及び交付金	21,851	高額介護サービス費 21,851 18 負担金補助及び交付金 21,851 高額介護サービス費 21,851
計	126,523	21,851	148,374	5,463	2,731		8,631	5,026			

## (款) 4. 地域支援事業費 (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. 介護予防・生活支援サービス事業費	209,573	14,408	223,981	3,602	1,801		5,691	3,314	18. 負担金補助及び交付金	14,408	介護予防・生活支援サービス事業費 14,408 18 負担金補助及び交付金 14,408 通所型サービス費 14,408
計	233,899	14,408	248,307	3,602	1,801		5,691	3,314			

## (款) 4. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 任意事業費	40,387	1,170	41,557	450	225		225	270	12. 委託料	1,170	任意事業費 1,170 12 委託料 1,170 配食サービス事業委託料 1,170
計	42,193	1,170	43,363	450	225		225	270			





議案第7号

指定管理者の指定について（高石市立総合体育館等）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

記

1. 施設の名称 高石市立総合体育館  
鴨公園運動広場  
鴨公園駐車場
2. 指定管理者 所在地 東京都品川区東品川四丁目10番1号  
名称 たかいし未来創造パートナーズ
3. 管理を行わせる期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由 高石市立総合体育館、鴨公園運動広場及び鴨公園駐車場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。



諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	石 田 孝 文
住 所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
生年月日	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

提案理由 人権擁護委員のうち石田孝文氏の任期満了（令和7年6月30日）に伴い、その後任を推薦するにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。



## 報告第1号

### 寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和6年11月29日提出  
高石市長 畑 中 政 昭

#### 記

寄 附 者	明治安田生命保険相互会社 堺支社長 新垣 寿和子 様
寄附金額	735,700円
寄附目的	指定寄附（福祉）



監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

高石市監査委員 原 正 人  
同 印 丸 裕 久





高石監査第101号  
令和6年11月6日

高石市議会議長 寺島 誠 様

高石市監査委員 原 正 人  
同 印 丸 裕 久

### 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和6年7月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

#### 記

- 1 検査年月日 令和6年 9月27日
- 2 検査対象 一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計

## 検査の結果

### 1. 一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

#### ① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和6年7月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

#### ② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

### 2. 水道事業会計、下水道事業会計

#### ① 計数の検査

市長から提出された、令和6年7月末日現在の別紙各事業会計試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

#### ② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和6年度 令和6年7月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
<b>一 般 会 計</b>	8,155,393,413	434,753,292	8,590,146,705	4,993,669,308	1,377,868,586	6,371,537,894	2,218,608,811
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-290,800	-50,000	-340,800				-340,800
一時借入金							
一時繰替							
小 計	8,155,102,613	434,703,292	8,589,805,905	4,993,669,308	1,377,868,586	6,371,537,894	2,218,268,011
<b>国民健康保険特別会計</b>	1,053,723,340	475,207,315	1,528,930,655	742,262,935	522,372,231	1,264,635,166	264,295,489
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰替							
小 計	1,053,683,340	475,207,315	1,528,890,655	742,262,935	522,372,231	1,264,635,166	264,255,489
<b>墓地事業特別会計</b>	3,106,000	60,000	3,166,000	555,985	498,413	1,054,398	2,111,602
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	3,106,000	60,000	3,166,000	555,985	498,413	1,054,398	2,111,602
<b>介護保険特別会計</b>	945,515,485	617,477,666	1,562,993,151	917,060,052	456,261,055	1,373,321,107	189,672,044
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	945,515,485	617,477,666	1,562,993,151	917,060,052	456,261,055	1,373,321,107	189,672,044
<b>後期高齢者医療保険特別会計</b>	156,591,178	78,837,136	235,428,314	102,011,982	59,080,982	161,092,964	74,335,350
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替							
小 計	156,591,178	78,837,136	235,428,314	102,011,982	59,080,982	161,092,964	74,335,350
<b>一般会計＋特別会計 合計</b>	10,313,998,616	1,606,285,409	11,920,284,025	6,755,560,262	2,416,081,267	9,171,641,529	2,748,642,496
<b>歳入歳出外現金</b>	681,138,454	327,516,364	1,008,654,818	644,783,076	334,772,242	979,555,318	29,099,500
<b>総 合 計</b>	10,995,137,070	1,933,801,773	12,928,938,843	7,400,343,338	2,750,853,509	10,151,196,847	2,777,741,996

## 基 金 計 算 書

令和6年度 令和6年7月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	3,352,930,253			3,352,930,253
泉北3区公共施設整備基金	12,881,128			12,881,128
福祉基金	45,499,815			45,499,815
保健医療基金	372,164,731			372,164,731
土地開発基金	20,225,607			20,225,607
公共施設整備基金	1,776,041			1,776,041
緑化基金	55,725,613			55,725,613
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,251,480			8,251,480
奨学基金	92,892,238			92,892,238
文化・スポーツ・国際交流振興基金	56,953,709			56,953,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	20,690,200			20,690,200
森林環境譲与税基金	6,566,194			6,566,194
災害被災者等支援基金	5,370,474			5,370,474
市営浜墓地基金	59,005,218			59,005,218
介護保険給付費準備基金	795,929,299			795,929,299
合 計	4,933,022,484			4,933,022,484

水 道 事 業 試 算 表

令和6年7月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
5,476,665,070	10,908,864,698	4,276,227	有形固定資産	19,214,425	5,432,199,628	
	(1,993,811)	(640,057)	(減価償却累計額)	(18,239,700)	(5,429,181,862)	
1,956,989,411	2,755,358,646	191,281,946	現金、預金	124,980,994	798,369,235	
118,442,662	508,808,007	89,811,004	未 収 金	107,339,641	390,365,345	
-1,857,633			貸倒引当金		1,857,633	
25,929,723	30,576,441	1,344,100	貯 蔵 品	1,154,377	4,646,718	
107,045	371,685		前 払 費 用		264,640	
100,000,000	100,000,000		短期貸付金			
			有 価 証 券			
54,440,000	54,440,000		前 払 金			
22,011,600	22,011,600	5,657,361	仮払消費税			
			前払消費税			
	100,000		仮 払 金		100,000	
			企業債(固定負債)		1,921,578,586	
			リース債務			
			引 当 金		169,422,921	
			企業債(流動負債)		118,283,249	
			リース債務			
	334,991,960	59,099,983	未 払 金	62,209,795	394,622,782	
	276,241,799	60,520,227	預 り 金	77,446,824	356,764,882	
	5,734,000		引 当 金		5,734,000	
	4,101	3,554	仮受消費税	8,721,115	31,526,915	
	1,506,711,780	3,192,600	繰 延 収 益	1,964,000	2,191,393,500	
	(1,506,711,780)	(3,192,600)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		49,466,969	
			他会計補助金			
			減債積立金	100,000,000	209,000,000	
			建設改良積立金	150,000,000	328,716,752	
	250,000,000	250,000,000	前年度繰越利益剰余金		2,884,653,250	
	170,000,000		当年度未処分利益剰余金		170,000,000	
	42,016	36,540	営 業 収 益	85,014,785	307,413,511	
			営業外収益	5,904,014	22,400,565	
			特 別 利 益			
314,208,036	314,208,036	78,587,937	営 業 費 用			
			営業外費用			
635,593	635,593	138,491	特 別 損 失			
8,067,571,507	17,239,100,362	743,949,970	合 計	743,949,970	17,239,100,362	
					8,067,571,507	

下 水 道 事 業 試 算 表

令和6年7月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
29,089,675,828	62,186,258,176	949,504	有形固定資産	91,474,000	33,096,582,348	
			(減価償却累計額)	(91,474,000)	(33,096,582,348)	
711,042,081	722,350,081		無形固定資産	2,827,000	11,308,000	
236,096,184	917,633,215	97,401,382	現金、預金	76,556,084	681,537,031	
164,040,677	447,548,953	73,927,763	未 収 金	59,524,936	283,508,276	
101,137	101,137	101,137	前 払 費 用			
168,655,862	183,198,384	3,430,000	前 払 金		14,542,522	
19,020,826	19,020,826	6,445,341	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,003,948			貸倒引当金		1,003,948	
			企業債(固定負債)	32,500,000	11,218,577,682	11,218,577,682
			リース債務		2,832,486	2,832,486
			引 当 金		6,435,348	6,435,348
			一時借入金		100,000,000	100,000,000
	54,468,352		企業債(流動負債)		1,343,642,202	1,289,173,850
	270,932	68,272	リース債務		830,326	559,394
	595,843,843	69,243,602	未 払 金	198,280,236	746,375,956	150,532,113
	4,025,000		引 当 金		4,025,000	
	3,293,677	649,110	預 り 金	668,062	13,894,604	10,600,927
			仮受消費税	7,150,350	22,060,844	22,060,844
	27,419,406,956	68,180,000	繰 延 収 益		42,892,458,826	15,473,051,870
	(27,419,406,956)	(68,180,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
			減債積立金		201,780,666	201,780,666
	235,377,492		前年度繰越利益剰余金		1,258,004,777	1,022,627,285
			営 業 収 益	67,219,058	366,312,051	366,312,051
			営業外収益	72,476,455	277,030,246	277,030,246
			特 別 利 益		18,040	18,040
666,225,575	666,225,575	288,234,677	営 業 費 用			
5,558,617	5,558,617	18,378	営業外費用			
947,969	947,969	27,015	特 別 損 失			
31,060,360,808	93,461,529,185	608,676,181	合 計	608,676,181	93,461,529,185	31,060,360,808